印　刷　仕　様　書

◆仕様書 6 部（電算用は 1 部）
原稿・見本等 2 部添付

発注部課名　　保険相談課
担 当 者　　梶原
T　E　L　　06-6858-2305

帳　票　名	国民健康保険料･介護保険料･後期高齢者医療保険料納入済額確認書				
発 注 実 績	1. 新規	2. 発注実績　有 令和7年12月2日契約　前回発注部数(32,000)枚			
使 用 区 分	1. 電　算　用（フォーム印刷）		2. 一　般　用		
規　　格	1. 縦 6.0×横 13 インチ （スプロケット①②なし、③あり）	2. A･B列　　号	3. 別添見本のとおり		
紙　　質	①. 上質紙･コート紙･マットコート紙　　kg (　　上質紙 70kg　　)	2. 別添見本のとおり			
形　　式	1.　　部複写	2. 別添見本のとおり			
刷　り　色	1. 黒･1 色(　　)･　　色	2. 別添見本のとおり			
印　　刷	1. 片面	2. 両面			
と　じ　穴	1. あり　左･右･上･下(　　穴)	2. なし			
ミ シ ン 目	1. あり	2. なし			
減　　感	1. あり	2. なし			
仕 上 が り	1. 製本	2. バラ	3. 連続	4. 天のり	5. 天巻･左巻
校　　正	1 回	2 回	(　3　)回	不要(責任校正)	
数　　量	1. ①一部テスト納品1,000 枚 （裁断済･スプロケットなし、バラ） ②バラ納品 5,000 枚 （裁断済･スプロケットなし、バラ） ③本納品 17,500 枚 （スプロケットあり、連続）　計 23,500 枚	2.　　冊(　　p×　　)			
納　　期 納 品 場 所	①　令和8年 12 月 21 日 まで ②･③ 令和9年　1月 12 日 まで	納品場所 ①･② 保険相談課（市役所第二庁舎 2 階 208 番窓口） ③ 大阪府寝屋川市点野 5-21-10 コンピューター･サプライ株式会社 点野工場			
原稿データ	1. あり	2. なし			
特　　記	市が提供した資料等については、本印刷以外の目的に使用しないこと。				
そ　の　他	【帳票見本について】　**（裏面あり）** ･横幅 13 インチ（三面のうち右側「お知らせ部分」を 4.5 インチ）でお願いします。 ･連続帳票は、両側スプロケ部分に縦ミシンを入れてください。 ･左スプロケ部分から 0.65 インチ部分上下にトンボ（カット位置を示す印）印刷をお願いし				

	ます。 ・右スプロケ部分から 0.45 インチ部分上下にトンボ印刷をお願いします。 ・右下コーナーカット加工（◢6ミリ以下）の直角になる部分は、右スプロケ部分から0.45インチ内側の位置でお願いします。 【納品について】 ・納品ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ・・・蓋付、一箱 2 連折で 3000 入り。ビニール袋不要。 ・ラベルに「納入済額確認書・枚数・R9 年 1 月」記載のこと。 ・①テスト納品後、印字調整・テスト印刷を行います。 ・納品期日③については、納品先業者へ連絡する必要がありますので、納品日が決定しましたら事前に保険相談課担当者まで連絡をお願いします。 【その他】 ・納入後、最終的にジェミッツ加工で圧着します。 （ジェミッツ加工型番：デュプロ 1800　推奨紙：上質 70kg）

表面（右）の原稿

お知らせ

◎この確認書でお知らせしている納入済保険料は、確定申告（社会保険料控除）などにお使いいただけるよう、左記の年中に、実際にお支払いいただいた金額となっています。

※銀行等の金融機関で 12 月末付近に納入された場合、入金確認が間に合わず、反映できていないことがありますので、実際の納入額と一致しない場合はお問い合わせください。

※年中とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間です。
年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間）の保険料額と異なりますのでご注意ください。

（例）国民健康保険料の口座振替の場合（振替日は月末。12 月は 1 月第 1 営業日に振替）



◎普通徴収分は納付書や口座振替で納入された金額を、特別徴収分は年金天引きされた金額をそれぞれ表示しています。

◎過誤納還付金を12月31日までに受け取られた場合、それを控除した金額を表示しています。

◎国民健康保険料の納付義務者は世帯主となります。
世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、世帯員が国民健康保険に加入していれば、この確認書は納付義務者宛にお送りしています。

◎豊中市以外の健康保険に加入された期間のある人は、その間の納入済保険料を確認されたうえ、確定申告などの場合には、この納入済額確認書の金額に加算してください。

◎40 歳以上 65 歳未満の方については、国民健康保険料に介護分が含まれています。

裏面（左）の原稿

このはがきは、事前にお申込みいただいた
希望者にのみ、翌年１月に一斉送付しています。

・一度お申込みいただくと、翌年以降はあらためて申し込む必要はありません。
・発行（申込み）は納付義務者（国民健康保険は世帯主、介護保険と後期高齢者医療保険は個人）ごとになります。

デジタル通知サービスを開始しました。

このはがきに代えて、スマホで「年間の納付額」が受け取れるサービスを開始しました。ぜひご利用ください。

※本人確認サービス「ｘID」への登録が必要です。

くわしくはこちらから（ホームページへ）

確定申告で社会保険料控除を申告する際に、
本はがきを添付する必要はありません。

ご自身で１年間に納付した額を確認して、金額を記入するだけで申告できます。

【口座振替・インターネットバンキング利用】・（電子）通帳
【金融機関・コンビニでお支払い】・・・・・・・・・ 領収書
【キャッシュレス決済でお支払い】・・・ アプリの取引履歴
【特別徴収（年金天引き）】・・・・　公的年金の源泉徴収票

それぞれのお支払方法により、納付額を確認していただくことが可能ですので、納付書を紛失した場合などご自身で確認ができない場合に本はがきをご利用ください。
ご自身でも１年間の納付した額を確認できるように、
保険料の領収書は大切に保管してください。

裏面（中央）の原稿

『確定申告の手続きにあたって（ご注意）』

（上場株式等の配当所得等・譲渡所得等の確定申告に伴う影響について）

個人住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当所得等や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等は、原則、確定申告が不要とされています（申告不要制度）。

確定申告をしない場合、これらの所得は、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定の対象には含まれず、医療費の負担割合の判定にも影響しません。

損益通算は繰越控除等を適用させるために確定申告をした場合は、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定の対象となり、医療費の負担割合の判定にも影響しますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

還付金詐欺の電話にご注意を！

ATMで還付金を受け取ることはできません

市職員を名乗り「保険料の還付金があるのでATMへ」といった電話は**まちがいなく詐欺です。**



使ってみよう！
マイナ保険証



料金後納郵便

②

①、②の順にお開けください

①

お知らせ

◎この確認書でお知らせしている納入済保険料は、確定申告（社会保険料控除）などにお使いいただけるよう、左記の年中に、実際にお支払いいただいた金額となっています。

※12月末付近に納入された場合、入金確認が間に合わず、反映できていないことがありますので、実際の納入額と一致しない場合はお問い合わせください。

※年中とは、１月１日から12月31日までの期間です。
年度（４月１日から翌年３月31日までの期間）の保険料額と異なりますのでご注意ください。

（例）国民健康保険料の口座振替の場合（振替日は月末。12月は１月第１営業日に振替）

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度	7期	8期	9期	10期												
今年度							1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

前年中 納入済額

◎普通徴収分は納付書や口座振替で納入された金額を、特別徴収分は年金天引きされた金額をそれぞれ表示しています。

◎過誤納還付金を12月31日までに受け取られた場合、その額を引いた金額を表示しています。

◎国民健康保険料の納付義務者は世帯主となります。
世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、世帯員が国民健康保険に加入していれば、この確認書は納付義務者宛にお送りしています。

◎豊中市以外の健康保険に加入された期間のある人は、その間の納入済保険料を確認されたうえ、確定申告などの場合には、この納入済額確認書の金額に加算してください。

◎40歳以上65歳未満の方については、国民健康保険料に介護分が含まれています。

このはがきは、事前にお申込みいただいた希望者にのみ、翌年1月に一斉送付しています。

申込みは納付義務者ごとになりますので、ご家族の方でもそれぞれ申込みがなければ届きません（納付義務者は、国民健康保険は世帯主、介護保険・後期高齢者医療保険は個人ごとです）。ご家族で必要な方があれば、電子申込又ははがき表面に記載の保険相談課窓口・電話にてお申込みください。
一度お申込みいただくと、翌年以降はあらためて申し込む必要はありません。

くわしくはこちらから
（ホームページへ）

確定申告で社会保険料控除を申告する際に、
本はがきを添付する必要はありません。
ご自身で1年間に納付した額を確認して、金額を記入するだけで申告できます。

【口座振替・インターネットバンキング利用】・（電子）通帳
【金融機関・コンビニでお支払い】・・・・・・・・・領収書
【キャッシュレス決裁でお支払い】・・・　アプリの取引履歴
【特別徴収（年金天引き）】・・・・　公的年金の源泉徴収票

それぞれのお支払方法により、納付額を確認していただくことが可能ですので、納付書を紛失した場合などご自身で確認ができない場合に本はがきをご利用ください。
ご自身でも1年間の納付した額を確認できるように、
保険料の領収書は大切に保管してください。

郵便はがき

『確定申告の手続きにあたって（ご注意）』

（上場株式等の配当所得等・譲渡所得等の確定申告に伴う影響について）

個人住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当所得等や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等は、原則、確定申告が不要とされています（申告不要制度）。

確定申告をしない場合、これらの所得は、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定の対象には含まれず、医療費の負担割合の判定にも影響しません。

損益通算や繰越控除等を適用させるために確定申告をした場合は、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定の対象となり、医療費の負担割合の判定にも影響しますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

還付金詐欺の電話にご注意を！

ATMで還付金を受け取ることはできません！

市職員を名乗り、「保険料の還付金があるので、すぐにATMに行って手続するように」といった電話はまちがいなく詐欺です。



使ってみよう！
マイナ保険証